

ヒロセ通商株式会社

登録番号：第一種金融商品取引業 近畿財務局長（金商）第41号
許可：商品先物取引業 農林水産省 経済産業省
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会（会員番号 1562）
日本商品先物取引協会

ヒロセ通商株式会社

店頭商品 CFD 取引に係るご注意

○本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭商品デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注）

※この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しております。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。

お客様の窓口へのご来店または勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分にご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の機関に相談することも可能です。

〔 日本商品先物取引協会 相談センター
電話番号 03-3664-6243 〕

（注）ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引いただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合

2024 年 6 月 3 日現在